

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月23日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 福 島 泰 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月21日 午前 9時00分から 令和 8年 1月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月 4日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月18日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 2月 5日 午前 9時00分から 令和 8年 2月 9日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7年12月23日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	990,000 792,000	一括	198,000	15,289	0
1	490,000				
2	500,000				



物 件 目 録

1 所 在 山武郡横芝光町栗山字大鳥

地 番 4968番8

地 目 山林

地 積 163平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 山武郡横芝光町栗山字大鳥4968番地8

家屋 番号 4968番8

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43.88平方メートル
2階 22.35平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約47.88平方メートル
2階 22.35平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年11月11日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

売却基準価額は、本件土地が接面する私道（地番4968番1）について、本件所有者は共有持分を有しているが、本件競売の対象外であること等を考慮して定められている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 山武郡横芝光町栗山字大鳥

地 番 4968番8

地 目 山林

地 積 163平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 山武郡横芝光町栗山字大鳥4968番地8

家屋 番号 4968番8

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43.88平方メートル

2階 22.35平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約47.88平方メートル

2階 22.35平方メートル



令和7年(ヌ)第165号
令和7年 9月1日受理
令和7年11月6日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 田 中 剣 吾

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 山武郡横芝光町栗山字大鳥 |
| | 地 番 | 4968番8 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 163平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山武郡横芝光町栗山字大鳥4968番地8 |
| | 家屋 番号 | 4968番8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 43.88平方メートル
2階 22.35平方メートル |



(2 枚目)

その他の事項

■物件1（本土地）について

- 1 物件2（本建物）の敷地等として利用されており（写真①参照）、北側が現況幅員約4メートルの私道（4968番1）に接する。西側部分に駐車スペースがある（写真②参照）。なお、上記私道について債務者は共有持分を有しているが、本件競売の対象外である。本土地は、南側隣接地（4976番、4977番）より約0.9メートル高く、土留めが設置されている。
- 2 本土地と私道、各隣接地とは、フェンス等により概ね仕切られており、これらの構築物を地積測量図と照合することにより、本土地の範囲を認識することができる。
- 3 本土地南東端付近に井戸があり、南西端付近には引込柱が立っている。また、簡易物置（動産）や不用になった家財道具等が置かれている。

■物件2（本建物）について

- 1 本建物内には、通常の生活に使用する家財道具、電化製品、生活雑貨類が存在し、居住者によって現に居宅として使用されている（写真③④参照）。
- 2 1階南東側にサンルーム（約4㎡）が増築されている（写真⑤⑥及び建物間取図参照）。このサンルームの増築時期は不詳であるが、法務局備え付けの建物図面（各階平面図）には反映されていないため、未登記の増築部分と判断した。
- 3 天井・内壁・床に経年相応の劣化（細かい傷や変色等）及び汚損があることに加え、以下の損傷等も見られた。また、屋根の横の破風板には表面材が剥離している箇所がある。
 - ・ 1階廊下や2階階段踊り場、洋室(2)の床が歩くと沈む。
 - ・ 内壁やドアに猫による複数の引っ掻き傷や剥がれた箇所がある（写真⑦参照）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

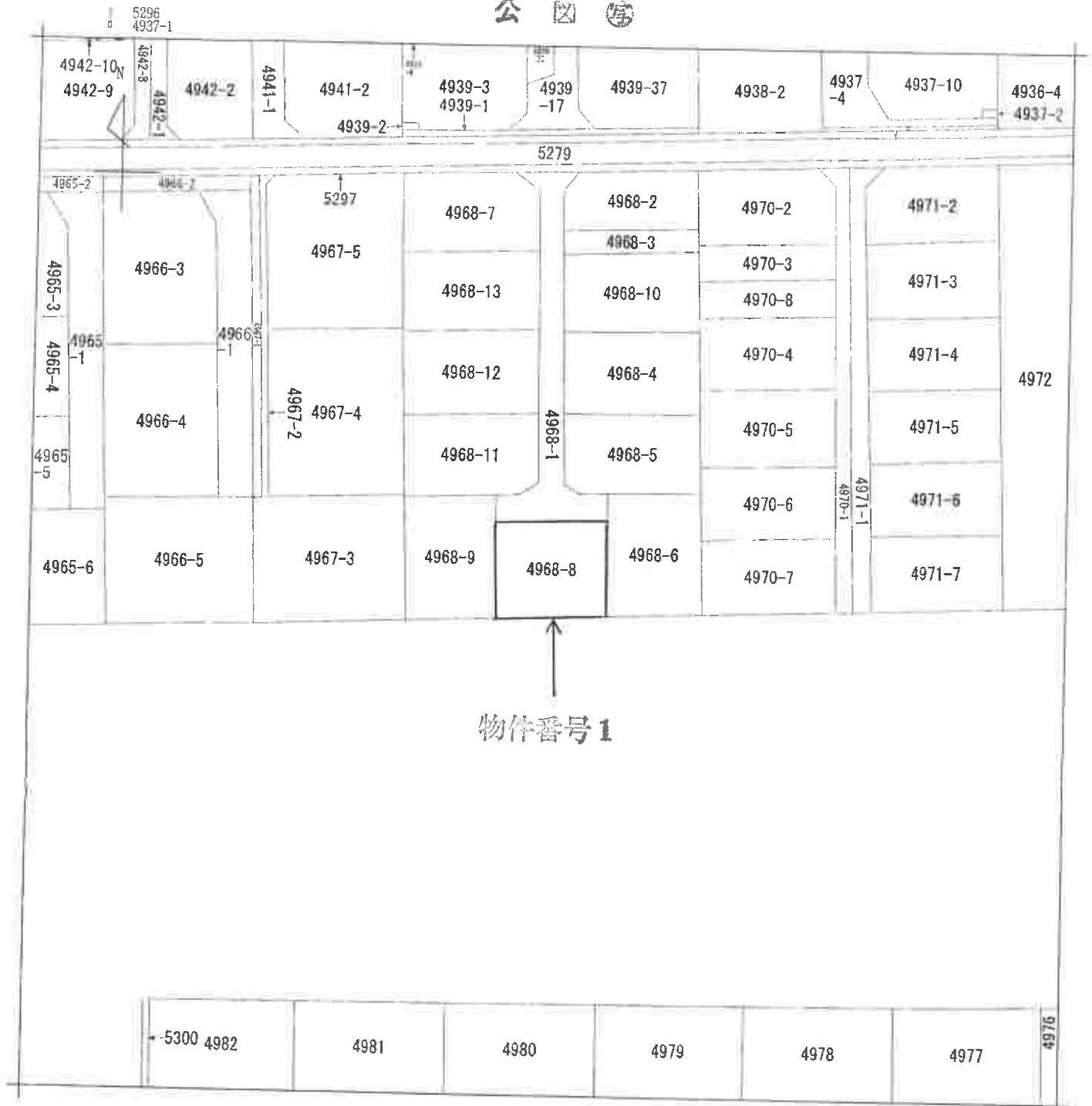
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者	本建物には、私が一人で住んでいます。 立入調査の希望日時は、後日連絡します。 (令和7年9月4日に面談聴取) 平日は仕事の都合で立ち会いができないので、立入調査は日曜日を希望します。 (令和7年10月6日に面談聴取) 本建物を事務所として使用していることはありません。 本建物に住み始めてから増改築はしていません。サンルームは私が住み始める前に増築したものだと思います。 外壁と窓は防音工事を行っています。 水回り設備に特に不具合はありません。ガスは使っていません。 本建物内でシロアリを見たことはありません。 本建物に傾いているところや雨漏りする箇所はありません。 本建物内で猫1匹を飼っています。 本土地の境界線について近隣との間で争いはありません。 本土地前の私道の使用について共有者間で取り決めはなく、管理費等の負担もありません。 (令和7年10月12日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年9月2日 (火) ①11:40-11:45 ②15:35-15:40	①横芝光町役場 税務課 ②千葉地方法務局 匝瑳支局	①物件1土地付近の地番図等取得 ②物件1土地隣接地の登記調査
7年9月4日 (木) 16:30-16:40	物件所在地	物件確認、占有調査、外観写真撮影、債務者より本建物の占有状況を面談聴取
7年9月29日 (月) 14:20-14:25	同上	連絡依頼書投函 (期限内に連絡なし)
7年10月6日 (月) 15:30-15:37	同上	債務者と立入調査日の打ち合わせ
7年10月12日 (日) 13:00-13:45	同上	債務者の立会いのうえ評価人とともに立入調査、占有状況等確認、室内等写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和7年10月12日 債務者に対し休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A3判をA4判に縮小

請求部	所在	山武郡横芝光町栗山字大鳥				地番	4968番8			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和53年1月			備付年月日(原図)	平成7年10月1日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局匝瑳支局管轄)

令和7年7月14日

大津地方務局

地図整理番号：M30991

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：昭和52年9月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方自治局庶務支局登録)
令和7年7月14日 大津地方自治局

登記官

(2 枚目)

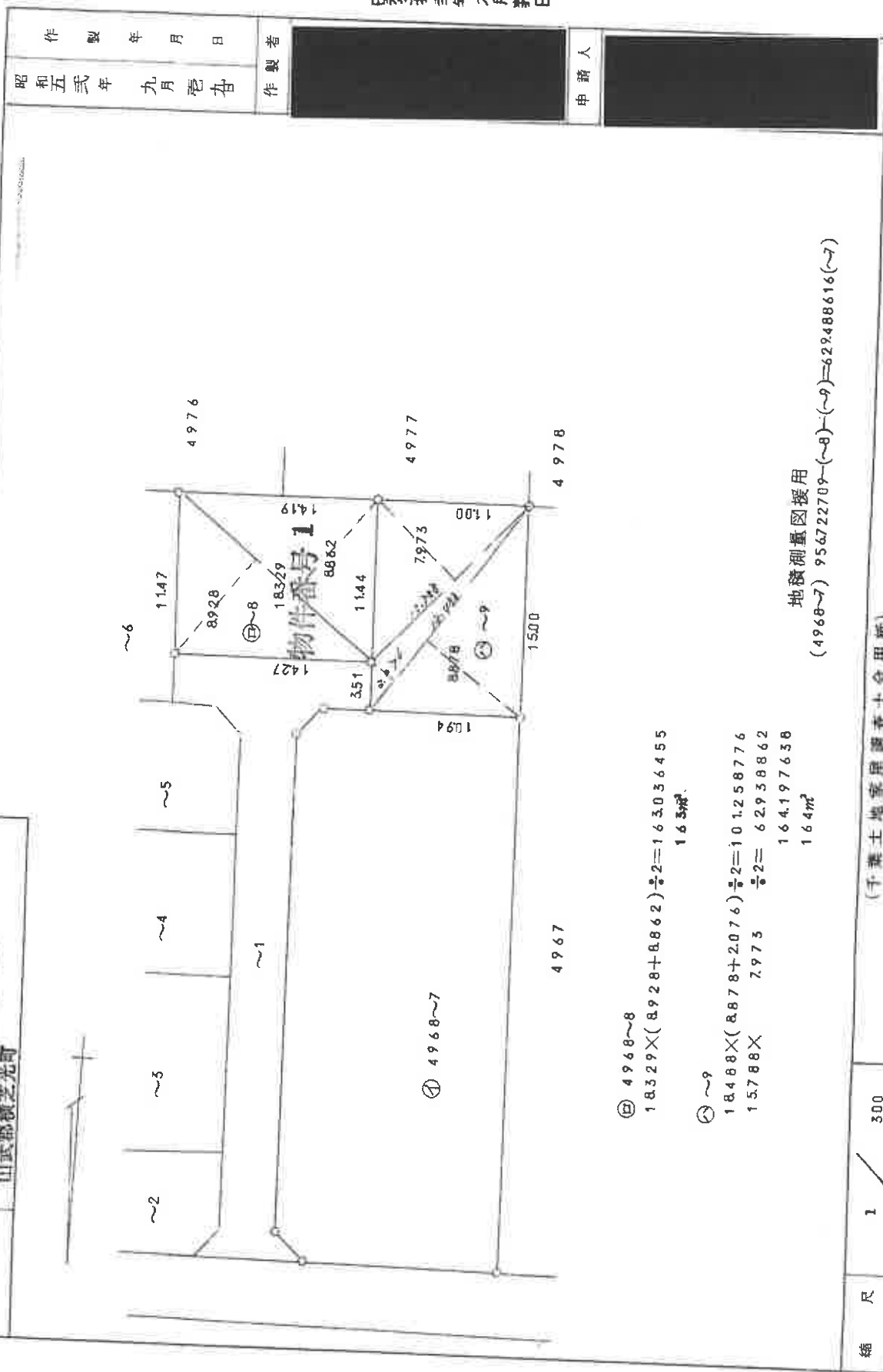
306005

地番 4968-8-7

土地の所在 千葉県千葉市中央区山手大馬路
山武郡横芝光町

地積測量図

52.9.20



(千葉県土地家屋調査士会 用紙)

A3判をA4判に縮小

地図整理番号 430992

登記年月日：昭和53年7月13日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

(千葉県地方公務局 庶務課)

令和7年7月14日

大津地方公務局

登記官

(8 枚目)

地図整理番号：M30993

95700 各階平面図

家屋番号

4968-8

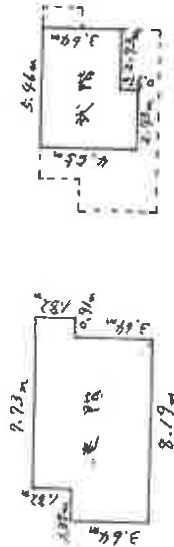
建物の所在

山武郡横芝光町

建物図面
各階平面図 53.7.13

山武郡横芝光町 大字大島 4968番地8

写真撮影位置と方向



床面積 1階

$$7.73m \times 1.82m = 14.0686m^2$$

$$8.17m \times 3.64m = 29.8116m^2$$

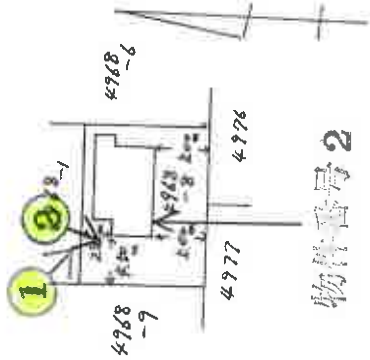
$$43.8802m^2$$

床面積 2階

$$3.64m \times 2.73m = 9.9372m^2$$

$$4.55m \times 2.73m = 12.4215m^2$$

$$22.3587m^2$$



物件番号 2

作製者

年7月12日(作製)

縮尺 2.50

申請人

縮尺 1/500

(千葉県国土調査士会印)

A3判をA4判に縮小

1階



2階



評価人作成

建物間取図



①



②



③



④



⑤



⑥

未登記増築部分(サンルーム)



⑦

内壁・ドアの引っ
掻き傷

令和 7 年（ヌ） 第 1 6 5 号
令和 7 年 1 0 月 1 2 日 現地調査
令和 7 年 1 0 月 3 0 日 評 価
第 7 - 9 7 9 号 発行番号
令和 7 年 1 0 月 3 1 日 提 出 日

千葉地方裁判所
民事第 4 部御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
村上兼三

第1 評価額

一括価格	
金990,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金490,000円
物件2(建物)	金500,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり		地目 宅地
2	物件目録記載のとおり		1 階約 47.88 m ² 2 階 22.35 m ² 約 70.23 m ² 未実施（住居表示未実施区域）
番 号	特 記 事 項		
1	北側私道(地番4968番1の土地で、個人の共有)について、所有者は持分を有しているものの、本件では、売却の対象外である。		
2	1 階には、未登記の増築部分(サンルーム、約4 m ²)がある。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山武郡横芝光町栗山字大鳥 |
| | 地 番 | 4 9 6 8 番 8 |
| | 地 目 | 山林 |
| | 地 積 | 1 6 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山武郡横芝光町栗山字大鳥 4 9 6 8 番地 8 |
| | 家屋 番号 | 4 9 6 8 番 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 3 . 8 8 平方メートル
2 階 2 2 . 3 5 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 総武本線「横芝駅」の南方，道路距離約 2.8 km に位置する。 (附属資料の位置図を参照して下さい)	
付 近 の 状 況	一般の戸建住宅を中心に，畑や工場も見られる住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮 しない一般的な規 制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引き都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 指定：60% 指定：200% 建築基準法第22条の指定区域 日影規制(4.0時間/2.5時間)，宅地造成及び特 定盛土等規制法，航空法(外側水平表面)
画 地 条 件	形状(長方形)，地勢(平坦)，接道方位(北)，間口(約14.3m)， 奥行(約11.5m)，地積(164㎡ ほぼ登記記録数量と同じである)	
接面道路の状況	北側私道，幅員(※現況約4.0m)，連続性(普通)，舗装(有)， 歩道(無)，側溝(有)，高低差(道路と等高に接する)※本件において， 現況とは，現地で評価人が測量した，側溝込みの数値を意味する。	
	建築基準法上の種類	第42条第1項第3号
	セットバック	不要
接面道路の状況	再建築の可否	一定の要件の下で，可能である(特記事項③参照)
土地の利用状況等	物件1	物件2の敷地及び駐車スペース等として利用されている。 隣地は戸建住宅，畑，道路である。

供給処理施設	上水道：なし(敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」とし、無い場合を「なし」とした。以下同様である。) ガス配管：なし 下水道：なし
土壌汚染等	①役所調査・現地調査等により土壌汚染が存在する兆候は認められなかった。 ②現地調査により現存する建物に関する以外に土地利用を著しく妨げる地下埋設物が存在する兆候は認められなかった。 ③横芝光町教育委員会社会文化課によれば、「対象地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には、該当していません」とのことである。
特記事項	①北側私道(地番4968番1の土地で、個人の共有)について、所有者は持分を有しているものの、本件では、売却の対象外である。 ②山武郡市広域水道企業団業務課によれば、「北側の私道には、水道の本管(25ミリ)が敷設されていますが、対象地の前面までは、来ていません。水道を引き込むには、50ミリの本管を、前面にまで、延長する必要があります。申請者には、その工事費用も(通常の引き込み費用とは別に)負担していただきます」とのことである。 ③本件土地と南側隣地とは、高低差が約0.9mあり(本件土地が高い)、土留め(擁壁)が存在している。よって、本件建物の再建築にあたっては、この土留めの安全性を確保することが必要である。 ④横芝光町企画空港課によれば、「対象地は、※騒防法の「第1種区域」に存しております」とのことであり、所有者に確認すると、「外壁と窓は、防音工事を行っています」とのことである。 ※騒防法の正式名称は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」である。 ⑤本件土地内には、簡易な物置が1つと、引込柱が1本存在している。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和53年7月10日新築 約47年 約0年(増築も考慮した)

仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 かわらぶき サイディング クロスなど クロスなど フローリングなど 電気、井戸、汲み取り。LPガスは使用していない、とのこと。 灯油ボイラー
床面積（現況）	1階に、サンルーム(約4㎡)が増築されており、第3 目的物件 現況欄記載のとおり、延べ面積は約70.23㎡である。	
現 況 用 途 等	現況用途 間 取 り	居宅 4DK（別添間取図を参照）
品 等	普通である。	
保守管理の状態	やや劣る。	
建物の利用状況	所有者が、居宅として利用し占有している。	
特 記 事 項	①本件建物は、建築確認を受けているかを、確認できなかった。 山武土木事務所建築宅地課によれば、「建物が新築された昭和53年7月時点では、都市計画区域外でした。同年4月に知事指定区域になり、微妙な時期に、工事がなされているため、確認申請の義務があったかどうかは、不明です」とのことである。 ②使用された建築資材、建築時期等から判断すると、アスベストが使用されている可能性はあるが、外観からは飛散している箇所は見受けられず通常の使用に問題はないと思われる。 ③洗面脱衣室・浴室等を調査したが、シロアリの存在を確認できなかった。また、所有者によれば、「シロアリを室内で見かけたことはない」とのことである。しかし、床下調査を行ったわけでもないのに、蟻害の可能性も否定はできない。 ④所有者によれば、「床の傾きは、感じない」とのことであり、現地調査時においても、特段、傾きを、感じることはなかった。 ⑤所有者によれば、「雨漏りは、特にしていない」とのことであり、現地調査時においても、内壁や天井などに、雨漏り跡は、見受けられなかった。 ⑥本件建物は、建築時期から旧耐震基準により建築されたと思われる。 ⑦現場で見分したところ、経年相応の損耗の他に、以下の損傷などを確認した。 ○室内で、猫を1匹、飼育しており、壁などに引っかき傷が、散見される。	

特 記 事 項	○1階の廊下と洋室(4)前の階段踊り場、そして洋室(2)の床は、踏みしめると、へこむ。 ○外壁には、コケが生えている。 ○屋根の横(破風板)の表面材には、剥離している箇所がある。 ○所有者によれば、「室内でタバコを吸う」とのことである。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格 ア (円/㎡)	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,100	0.90	163	0.90	1,334,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等（横芝光・県－3）

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,900\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/107.1 \times 100/101 = 10,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等(方位等)を考慮した。

◇地 域 格 差：街路，交通接近，環境，行政的条件の格差等を考慮した。

標準画地は，近隣地域において，土地の概況（間口，奥行，規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個別格差：方位±0%・行き止まり－10%の相乗積により求めた。

ウ 地積：登記記録数量を採用した。

エ 建付減価：建物の取壊し及びアスベスト除去に関する費用を考慮した。

② 物件2（建物）

目的物件の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
2	150,000	約70.23	0.04	421,000

ウ 現価率：築後経過年数約47年，増築を考慮した経済的残存耐用年数約0年，残価率5%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \text{定額法による率} \times (1 - \text{観察減価率} \times) \\ &= 0.05 \times (1 - 0.20) = 0.04\end{aligned}$$

* P6特記事項⑦等から観察減価法による減価率を20%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，次のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ
1	1,334,000	0.35	法定地上権	467,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を0.35と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,334,000	-467,000	—	0.80	70%	490,000
2	421,000	+467,000	—	0.80	70%	500,000
一括価格 (合計)						990,000

ウ 占有減価修正：修正の必要は特にない。

エ 市場性修正：①井戸水が水道法の水質基準を満たしているかは不明であること②蟻害の可能性も否定はできないこと③本件では、私道の持ち分は、売却の対象外となっており、買受人は、別途この持分を取得することが望ましいこと④本件は、一定の要件の下で建築が可能な物件であること⑤本件建物は現行の耐震基準による建物と比べて耐震性能が必ずしも十分でない可能性があること⑥本件建物は、建築確認を受けていないので、建築基準法等の法令に適合しているかは不明であることなどを考慮して査定した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

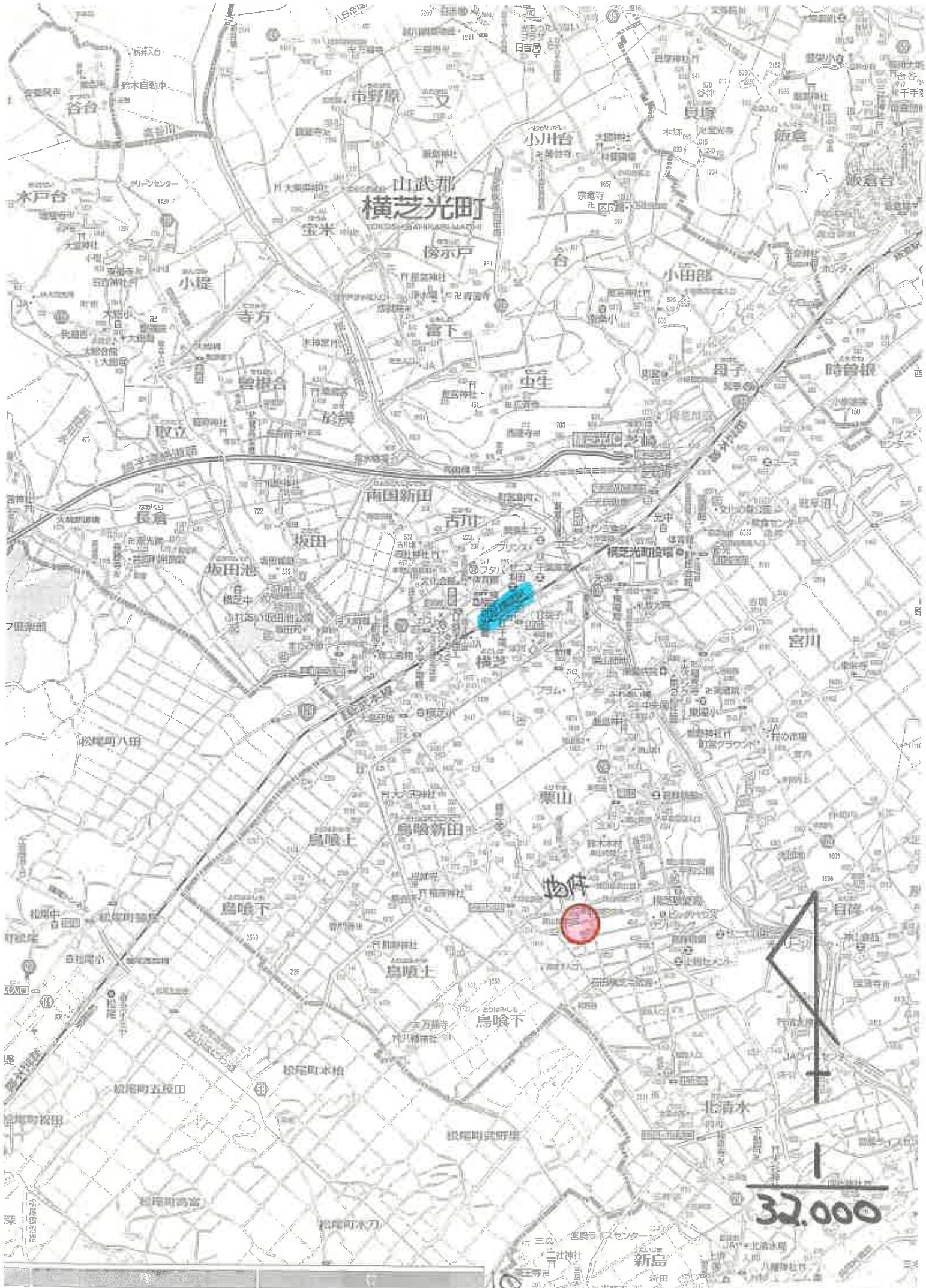
基準地価格（横芝光・県－3）

所 在	山武郡横芝光町栗山字大鳥4942番18外
価 格	10,900円/㎡
位 置	JR総武本線「横芝駅」の南東方、2.7kmに位置する
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	301㎡
供給処理施設	水道
接 面 街 路	南側4.0m私道、背面道
用 途 指 定 等	非線引き都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 〔建蔽率60%、容積率200%〕
地 域 の 概 要	住宅と空地が混在する戸建住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取図

以 上

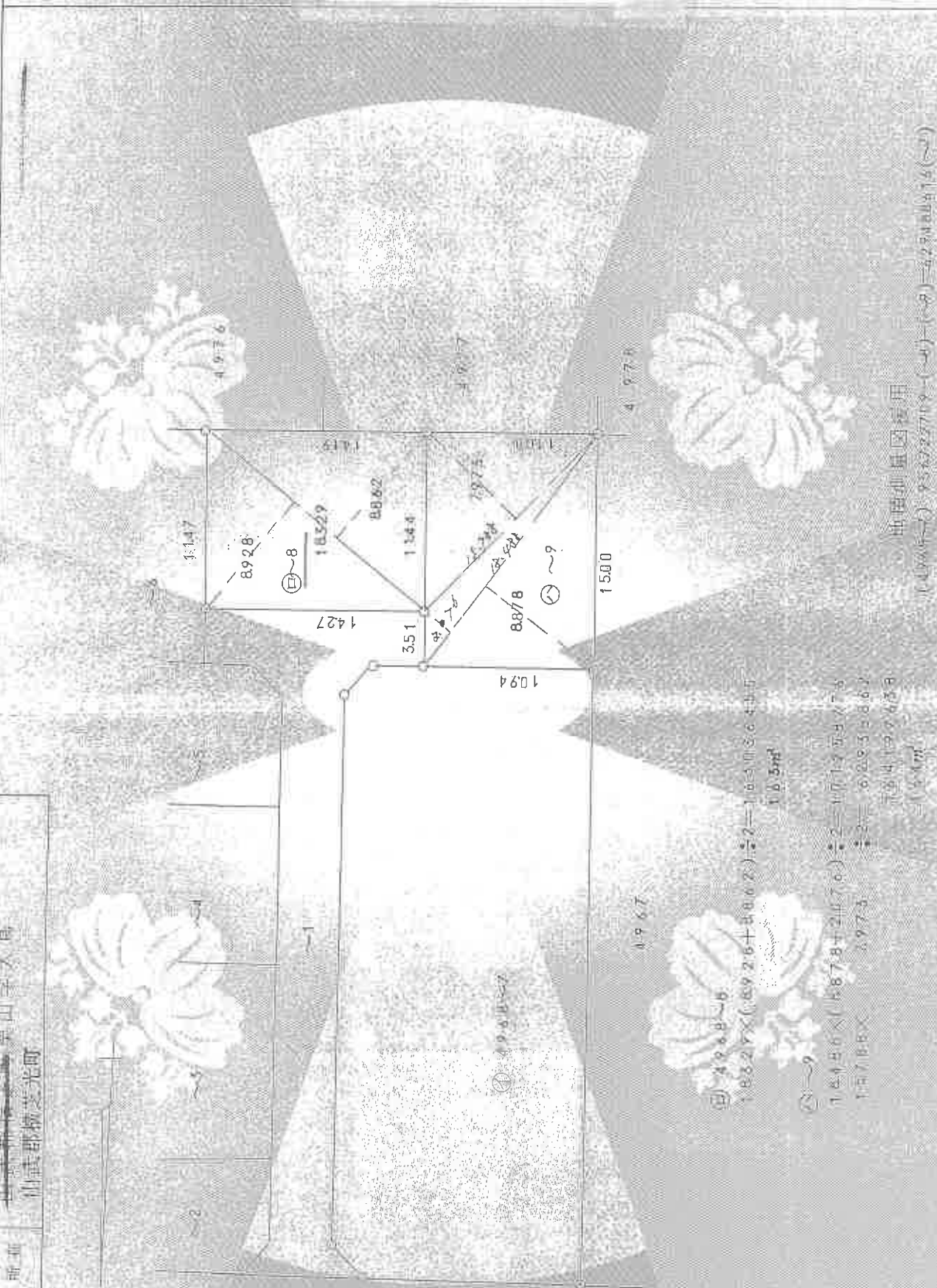


4.9 6.8 8.8 9

山武郡横芝光町

三三三三三

作 國 籍 河 口



中国图书分类号

$$(d) \quad \begin{pmatrix} 1 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 1 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 1 \end{pmatrix} = I_4$$

本國産は B40E A4 型に属した

95700

各階平面図

家屋番号

4968-8

建物凶国

各階平面図

53.7.13

山崎郡横芝光町

建物の所在

山崎郡横芝光町山崎大字大島 4968番地8

本図面はB4地区A4地区、第1区

13



床面積算出

$$\begin{aligned} 11.73\text{m} \times 11.73\text{m} &= 137.58\text{m}^2 \\ 8.19\text{m} \times 5.66\text{m} &= 46.36\text{m}^2 \\ 46.36\text{m}^2 &= 46.36\text{m}^2 \end{aligned}$$

床面積算出

$$\begin{aligned} 11.73\text{m} \times 11.73\text{m} &= 137.58\text{m}^2 \\ 8.19\text{m} \times 5.66\text{m} &= 46.36\text{m}^2 \\ 46.36\text{m}^2 &= 46.36\text{m}^2 \end{aligned}$$



製図

年 月 日 作成

抽尺 250

申請

抽尺 500

1 階



2 階

